

2024 ドリーム Sunday レース 競技規則

1 公式シグナル

ライダーは掲示される公式シグナルを確認する義務があり、そのシグナルに従わなければならない。公式シグナルに従わなかった場合、当該大会審査委員会により罰則がかけられる。

1-1 プラクティスセッション（公式予選）および決勝レース中は、下記の公式シグナルが使用される。

公式シグナル	意味	対処
国旗またはレッドライト消灯	レーススタート	
黄旗	前方コースおよびコースサイドに障害物やその他危険な状態であることを示す。	・減速 ・停止 ・追い越し禁止
緑旗（グリーンフラッグ）		・コース規制の解除ならびに、提示ポストから黄旗の解除を示す ・レース以外の走行の 1 周目に各ポストで表示される ・ウォームアップラップのスタート合図
チェッカー旗		・レースまたはプラクティスセッション（公式予選等）の終了
赤旗	競技中断	・すべてのライダーは低速で最大限の慎重さと注意をもってそれぞれのピットに戻る
黒旗とナンバーボード		・当該ライダーに速やかにピットインの指示を示す
オレンジボール旗とナンバーボード		・サインボードで示された番号の車両は彼自身、および他のライダーに危険を及ぼす可能性があり、速やかにコースから離脱し、安全な場所に停止しなければならない。
青旗とチェッカー旗		・ファイナルラップにフィニッシュライン手前でトップライダーの直前に他のライダーが走行している場合、トップのライダーはチェッカーを意味するが、直前を走るライダーはもう 1 周することを示す

2 参加資格

2-1 エントラントおよびライダーは大会特別規則の参加資格に合致していなければならない。

3 出場申込

3-1 出場申込み場所および期間は、大会特別規則に定めるところのものとする。

4 参加受理

4-1 申込みは指定された方法で大会事務局が受理した者にのみに対し、参加受理書が発行（発送）される。

4-2 いったん受理された出場料は下記の場合を除き、いかなる理由があっても返却されない。
公式予選を通過しなかった物も同様とする。

4-2-1 大会が取りやめになった場合、また参加申請が拒否された場合のみ出場料が返却される。

5 ナンバープレート

5-1 モーターサイクルのフロントとシートカウルの両サイドまたは、シートカウルの上部で数字の上部を ライダーに向けるようにゼッケンナンバーが装着され、オフィシャルが明白に認識できるようにしなければならない。さらに、モーターサイクルのいかなる部分によってもまたはライダーが自分のシートに座った時に身体によっても隠れてはいけぬ。

5-2 ナンバープレートの数字の間に穴をあけることができる。しかしどのような状況においても数字自体に穴をあけてはならない。穴の部分も規定の色に見えなくてはならない。
数字ははっきりと読めるように、また太陽光線の反射を避けるために、地の色同様につや消しでなければならない。

5-3 数字の最低寸法は下記のとおりとする。

フロントナンバーとシートカウル上部の寸法

最低高	:	140mm
最低幅	:	80mm（1 の場合 25mm）
数字の最低の太さ	:	25mm
文字間のスペース	:	15mm

サイドナンバーとサポートナンバーの寸法

最低高	:	120mm
最低幅	:	60mm（1 の場合 25mm）
数字の最低の太さ	:	25mm
文字間のスペース	:	15mm

5-4 字体は、Futura Heavy を基準とするゴシック体とする。影付き文字などは認められない。

6 ゼッケンナンバー

6-1 主催者によってナンバーが割り当てられ、参加受理書に記入して通知される。

6-2 ゼッケンナンバーは、車両検査までに、規定の書体および色分けで記入しておけなければならない

6-3 ゼッケンナンバーについては、車両検査時に検査され、判読しにくいと判断された場合には修正が要求される。ゼッケンの修正を要求された場合、速やかに修正を行い、再度車両検査を受けなければならない。

6-4 適合していないゼッケンナンバーおよびプレートを装着している車両は、車検長によりレース参加の許可を得ることができない。

7 ライダーの装備

- 7-1 装備基準は大会特別規則に準ずる。
- 7-2 ヘルメットおよび装備は、レース期間を通じて車検で合格したものを使用しなくてはならない。また車検以前の練習においても、基準を満たした適切なものを使用すること。
- 7-3 ヘルメットおよび装備品にはウェアラブルカメラ等の装着が禁止される。

8 出場受付

出場受付の時間および場所は、公式通知に示される。

9 出場車両

大会特別規則の示したクラスで、それぞれの車両規定を満たしている車両。

10 車両検査

車両検査は、公式通知に示したタイムスケジュールに従って行われる。

11 ブリーフィング

ライダー本人が必ず出席しなければならない。欠席または遅刻した場合、罰則が科せられる場合がある。

12 公式予選

- 12-1 公式予選
 - 12-1-1 公式予選は、原則として各クラス別にタイムトライアル方式にて行なう。
 - 12-1-2 公式予選の時間は、公式通知に示される。
- 12-2 公式予選の内容
 - 12-2-1 レースに出場するすべてのライダー（チーム）は、公式予選に参加し、決勝レース出場資格を取得しなければならない。
- 12-3 各クラスの公式予選義務周回数、は、公式通知に示される。

13 決勝レースの出場台数

大会特別規則に示される。

14 スタート方法

- 14-1 レースのスタート位置は、公式予選の結果によって決定される。
- 14-2 スタート方法は同時スタートとし、クラッチスタートにて行われる。
- 14-3 スタート手順は公式通知に示される。

15 スタートにおける反則

- 15-1 スタートラインについての車両およびライダーは、スタート手順の開始からスタート合図が出されスタートが終了するまでスタート合図の統制下にある。
- 15-2 ジャンプスタートの定義はスタート合図が行われる前に停止位置から車両が前進した場合とし、競技監督の決定により競技結果への 30 秒のタイム加算が科せられる。

16 ピットレーンのスピード制限

16-1 大会期間中を通じてピットレーンは1速ギアでの走行とする。これに違反した場合は罰則が科せられる。

17 ウェットおよびドライレース

17-1 耐久を除くすべてのレース（予選を含め）ウェットかドライに分けられる。ウェットの場合、ウェットボードが掲示される。ボードが掲示されない場合は自動的にドライとされる。

17-2 ドライレースと分類されたレースは天候状況が路面に影響を及ぼし、ライダーがタイヤ交換を望む可能性があるとして競技監督が判断した場合に中断される

17-3 すべての場合において、最初にレースが天候上の理由により中断された場合、再スタートは自動的にウェットレースとされる。

18 レース中およびプラクティスセッションの行為

18-1 他のライダーの走行を妨害するような走り方をしてはならない。

18-1-1 競技中（公式練習を含む）は他人の迷惑、または危険を伴うような行為をしてはならない。

18-1-2 競技中（公式練習を含む）、他の選手に対して言葉やジェスチャーによる威嚇行動も妨害と見なし、このような言動をとった場合、罰則の対象とされる。

18-2 走行中の遵守事項は、以下にも適用される。

18-2-1 ライダーは、指示を伝えるシグナルフラッグに従わなければならない。

18-2-2 ライダーがコースアウトした場合、ライダーはオフィシャルが指示した場所または、当該ライダーが有利にならないような場所からレースに復帰することができる。

18-2-2 当該ライダーが有利となるショートカット等が発生した場合：

-1 予選中：当該ラップタイムの抹消

決勝：レース結果に30秒のタイム加算

18-2-3 もしライダーがレースからリタイヤを余儀なくされるようなマシントラブルにあった場合、そのライダーはピットまで戻らずに、コースアウトしてオフィシャルの指示に従い、安全な場所にマシンを止めなければならない。

18-2-4 復旧作業のためにスロー走行するライダーは、できるかぎりコース上のピット設置側のラインを走行しなければならない。

18-2-5 レース中（予選中を含む）直線部分では前車を追い越すため、あるいは後車のスリップストリーミングを外す目的以外で、進路を著しく変更することは禁止される。

18-3 レースにおいてはすべての作業はピットボックス前作業エリアにて行わなければならない。

18-4 ピットレーンにおいてはピットインしてくる車両に優先権がある。

18-5 プラクティスおよびレース中に作業エリアで給油を行う場合は、消火器を準備しなければならない。給油時使用する携行缶およびジョッキ類は金属製であること。

19 停車指示

19-1 レース続行が危険、もしくはその疑いがあると見なされるライダー、または車両について、協議監督は、ピットインを命じるか、レースから除外することができる。

19-2 天災、大事故等の不慮の事態が発生した場合、競技監督は赤旗によって全ライダーに対し、停止を指示することができる。

20 レースの一時停止

競技監督が天候上の理由、あるいは他の理由からレースの中断を決定した場合赤旗を掲示することができる

20-1 赤旗を掲示する場合

20-1-1 スタートラインとすべてのマーシャル・ポストで振動掲示される。

ライダーはただちに減速し救急車両（救急車、ドクターカー等）の進路を妨げないようなラインを走行しながら、ピットボックス内作業エリアに戻らなくてはならない。したがって、結果はレースを続行していたライダー全員が、赤旗を掲示されずにフルラップを完了した時点でのものとされる。

20-1-2 トップのライダー、およびトップのライダーと同じ周回数を走っていた残りのライダー全員が3周未満しか走行していない場合、当該レースは無効とされ再レースが行われる。もし再レースのスタートが不可能な場合、このレースの中止が宣言され、予選があった場合、ポイントは予選結果に基づいて正規のポイントの1/2が与えられる（小数点以下2桁は四捨五入）。

20-1-3 トップのライダー、およびトップのライダーと同じ周回数を走っていた残りのライダー全員が3周以上、しかし本来のレース距離の2/3未満（小数点以下切り捨て）の場合、レースの最終結果は複数のレースの周回数を合算して順位が決定される。周回数が同数の場合、最終レースの結果が優先される。もしレースの再スタートが不可能な場合、1回目のレース結果でレースは完了とし、ポイントは正規のポイントの2/3（小数点以下2桁は四捨五入）が与えられる。

20-1-4 トップのライダー、およびトップのライダーと同じ周回数を走っていた残りのライダー全員が本来のレース距離の2/3（小数点以下切り捨て）を走行した場合、当該レースは完了したと見なされ、通常のポイントが与えられる。

21 赤旗中断されたレースの再スタート

レースが際スタートされる場合、再スタートはコンディションが許すかぎり速やかにおこなわれなくてはならない。ライダーがピットボックス前作業エリアに戻りしだい、競技監督は新たなスタート時刻を発表する。このスタート時刻は状況が許すかぎり赤旗が掲示されてから30分以内に設定される。

21-1 競技結果が2周以下の場合の再スタートには下記が適用される。

21-1-1 全ライダーがスタートできる。

21-1-2 マシンのセッティング変更、部品・タイヤ交換（タイヤ本数規定に抵触する場合は不可）を含む修理・給油ができる。

21-1-3 転倒車両を使用する際には車検長の許可を必要とする。

21-1-4 周回数は原則的にもとのレースと同じとする。

（スタートディレイドにより周回数が減算されていた場合、周回数減算を取り消し、元のレースと同じとする）

21-1-5 グリッドポジションは本来のレースと同じとする。（ジャンプスタートの罰則対象者およびスタートディレイドの原因となり最後方グリッドへ移動したライダーは元のグリッドにもどる）

21-1-6 再スタートできないライダーのグリッドはそのまま空席とする。

21-2 競技結果が3周以上2/3（小数点以下切り捨て）未満の場合の再スタートには下記各項が適用される。

21-2-1 前回のレースでトップの周回数の75%（小数点以下切り捨て）を走行しているライダーだけが再スタートできる。

- 21-2-2 第 2 レースが開始される前に、第 1 レースの結果が公示されなくてはならない。
転倒車両を使用する際には車検長の許可を必要とする。
- 21-2-3 マシンのセッティング変更、部品・タイヤ交換（タイヤ本数規定に抵触する場合は不可）を含む修理・給油ができる（耐久を除く）。
- 21-2-4 第 2 レースもしくは再開後のレースの周回数は、本来のレース距離を満たすための必要な周回数とする（すべてのレース結果の合算周回数に基づく）。
- 21-2-5 グリッドポジションは第 1 レースの結果に基づく。
レースの最終結果は、複数のレースの周回数を合算し、最大数の周回ライダーが優勝者となる。周回数が同数の場合、最終レースの順位が優先される。
- 21-2-6 本来のレース距離とは、最終の公式通知（公式公示含む）で公示されたレースの周回数を示す。

22 リタイヤ（棄権）

- 22-1 競技中、コース内で停止する場合には、ライダーはただちに車両をコース脇によせ、他のライダーの走行の邪魔にならないように十分注意しなければならない。
- 22-2 競技中、車両をコースの進行方向と逆方向に移動してはならない。ただし、競技役員の指示による場合はこの限りではない。
- 22-3 事故または車両故障などの理由によってリタイヤする場合は、その地点からもっとも近い競技役員（コース審判）に報告しなければならない。
- 22-4 ライダー本人が負傷、その他の理由でリタイヤ届を提出できないときには、競技役員の判定によりリタイヤと認めることができる。
- 22-5 ピット以外の地域でリタイヤする場合、ライダーは車両をレース（または予選）終了まで競技役員の管理下におかななければならない。ただし、競技役員から車両移動を指示された場合は、これに従わなければならない。

23 レース終了

- 23-1 トップのライダーにチェッカーフラッグが提示された後、引き続き後続ライダーにも特別規則に示す時間提示される。この時間が経過した時をもってレース終了となる。
- 23-2 ファイナルラップにフィニッシュライン手前でトップライダーのすぐ前に他のライダーがいる場合、スタート・フィニッシュマーシャルは同時にチェッカーフラッグと青旗を振動提示する。これはトップを走行するライダーはレースを終了するが、そのすぐ前を走っているライダーはファイナルラップを完走しチェッカーフラッグを受けなければならないことを意味する。
- 22-3 トップを走行するモーターサイクルが、所定の周回数を完了する前にレース終了の合図が出された場合、当該レースはその時点で終了したものと見なされる。
何らかの理由によって、レース終了の合図が遅れた場合でも、レースはそれが終了する時点で終了したものと見なされる。

24 優勝者、順位、完走者および得点（ポイント）

- 24-1 優勝者
 - 24-1-1 優勝者は規定の距離（周回数）または時間を完走して最初にフィニッシュライン（コントロールライン）を通過したライダーとする。
 - 24-1-2 優勝者がフィニッシュラインを通過したら他のライダーは、その時点の周回を終え、フィニッシュラインを通過した時点で終了となる。

24-2 順位

優先順位：

24-2-1 ピット走行レーンではなくコース上のフィニッシュラインで、チェッカーを受けた完走者の中から周回数の多い順に決定される。同周回数の場合はフィニッシュラインの通過順位による。その時、ライダーはマシンに触れている状態でなければならない。

24-2-2 チェッカーを受けなかった完走者を周回数の多い順に決定する。同周回数の場合はフィニッシュライン通過順位による。

24-2-3 チェッカーは優勝者がフィニッシュラインを通過したのち特別規則に示す時間、フィニッシュラインで掲示される。

24-3 赤旗掲示によるレース終了の場合の順位

24-3-1 結果は、レースを続行していたライダー全員が赤旗を掲示されずにフルラップを完了した時点のものとなる。

24-3-2 前項の周回でピット走行レーンではなくコース上のフィニッシュラインを通過した完走者の中から周回数の多い順に決定される。同周回数の場合はフィニッシュラインの通過順位による。その時、ライダーはマシンに触れている状態でなければならない。

24-4 完走者

優勝者の周回数の 75%（小数点以下切り捨て）以上を走行したライダー。

24-5 得点

公式に与えられる得点（ポイント）は、大会特別規則に示され与えられる。

25 レース終了後の車両保管と再検査

25-1 原則として 1 位～6 位の車両は、所定の位置より競技役員の手配に従って車両保管区域へ入らなければならない。

25-2 原則として 1 位～6 位の車両は、音量測定およびエンジンを分解して排気量を測定するほか、規定を越える改造などについて再検査を行うことがある。

25-3 原則として 1 位～6 位の車両は、暫定結果発表後 20 分間保管される。

26 レースおよび大会の延期・中止等

26-1 大会は、原則として本規則に基づいて発表から変更または延期されることはない。

26-2 レースまたは大会が参加申込み後に中止された場合、参加者が支払った出場料は返還されるが、他の一切の損害賠償を主催者に請求することはできない。

27 抗議

27-1 講義の手順

27-1-1 競技会において当該クラスの暫定結果発表後 20 分以内に、その暫定結果に関して疑義がある場合、講義を出すことができる。

27-1-2 競技監督、スタート/フィニッシュ役員等の競技執行役員の下した判定に対する抗議はできない。講義が認められない裁定については、各種目の規則に明記される。

27-1-3 抗議することができる当事者（以下「抗議者」という）は、当該クラスのライダー、エントラント代表者のみとする。

27-1-4 抗議者は大会事務局に準備されている抗議書に 1 項目ごとに抗議保証金を添えて提出しなければならない。

27-1-5 抗議保証金は 1 項目につき 1 万円とする。

ただし、抗議保証金は、抗議内容が認められた場合のみ抗議者に返還される。

- 27-1-6 正式な手続きにより提出された抗議書のみが受けつけられ、大会審査委員会にて審議裁定される。
- 27-1-7 車両の分解検査に要した費用は、その抗議が不成立の場合は抗議提出者、成立した場合には抗議対象者が支払わねばならない。その車両の分解等に要した費用は車検長が算定する。

28 違反に対する罰則

- 28-1 競技規則による違反行為に対する罰則は文書で該当者に通知される。
- 28-2 上記罰則に加え、ライダーまたはエントラントによる競技役員ならびに大会関係者に対する暴力的な言動および行動に対して、その軽重により罰則を科す。
- 28-3 公式シグナル提示（提示区間）における違反には下記罰則を適用する。
- 28-3-1 旗提示（提示区間）における危険行為（追い越し・転倒・コースアウトなど）に対する罰則は大会審査委員会違反の内容により裁量決定する。
- 28-4 危険行為原因とする事故を起こした場合、大会審査委員会より失格の罰則が与えられる。
※違反の内容を吟味し、減刑することもできる。
- 28-5 整備不良または転倒等によるパーツの落下やオイル漏れが原因で、他車の転倒やレース進行を大幅に遅らせる等の要因を作ったと認められた場合は、当該選手に対して大会審査委員会より罰則が与えられる場合がある

29 本規則の解釈

規則および競技に関する疑義は、事務局あてに質疑をすることができる。なお、この回答は、大会審査委員会の解釈、決定が最終的なものとして示される。

30 本規則の施行

本規則は2024年4月1日より施行する。